

●香川県告示第132号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、平成23年香川県告示第15号で指定した次の土砂災害警戒区域について、当該指定を解除する。

平成26年3月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 砂 災 害 警 戒 区 域			
所 在 地	区 域 の 名 称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示
丸亀市飯野町東二	神谷 (B) (I-349)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
〃	山根 (2) (II-2002)	〃	〃
丸亀市飯野町東分	山下 (B) __1 (I-347)	〃	〃
〃	山下 (B) __2 (I-347)	〃	〃
〃	神谷 (C) (II-601)	〃	〃
〃	吉岡 (2) (II-2003)	〃	〃
丸亀市川西町北	双子山 (2) (I-580)	〃	〃
〃	双子山 (3) (I-843)	〃	〃
丸亀市垂水町	上池 (1) (II-606)	〃	〃
丸亀市手島町	藤 __1 (I-343)	〃	〃
〃	藤 __2 (I-343)	〃	〃
〃	南浦 __1 (I-344)	〃	〃
〃	南浦 __2 (I-344)	〃	〃
〃	村中 __1 (II-342)	〃	〃
〃	村中 __2 (II-342)	〃	〃
〃	村中 __3 (II-342)	〃	〃
丸亀市土器町西1丁目	双子山 (1) (II-642)	〃	〃
丸亀市土器町東4丁目	山下 (D) (I-261)	〃	〃
〃	掛樋 (I-842)	〃	〃
〃	郡屋 (3) (I-844)	〃	〃
〃	郡屋 __1 (I-945)	〃	〃
〃	郡屋 __2 (I-945)	〃	〃
〃	郡屋 __3 (I-945)	〃	〃
〃	郡屋 (2) (II-609)	〃	〃
〃	山下 (C) (II-2005)	〃	〃
丸亀市土器町東5丁目	山下 (A) __1 (I-96)	〃	〃
〃	山下 (A) __2 (I-96)	〃	〃
〃	山下 (A) __3 (I-96)	〃	〃
〃	山下 (A) __4 (I-96)	〃	〃
〃	山下 (A) __5 (I-96)	〃	〃

〃	山下 (A) __6 (I-96)	〃	〃
〃	山下 (A) __7 (I-96)	〃	〃
〃	山下 (A) __8 (I-96)	〃	〃
〃	山下 (A) __9 (I-96)	〃	〃
〃	内間 (B) (II-952)	〃	〃
〃	内間 (C) (II-2006)	〃	〃
丸亀市広島町青木	青木北 (I-849)	〃	〃
〃	青木 (II-339)	〃	〃
〃	青木南 (1) (II-2023)	〃	〃
〃	青木 (2) (II-2024)	〃	〃
〃	青木南 (2) (II-2025)	〃	〃
丸亀市広島町江の浦	江ノ浦 (1) (I-639)	〃	〃
〃	江ノ浦 (2) (II-640)	〃	〃
〃	江ノ浦 (3) (II-2015)	〃	〃
丸亀市広島町釜の越	釜ノ越 (2) (II-627)	〃	〃
〃	平石 (II-2016)	〃	〃
〃	釜ノ越 (1) (II-2017)	〃	〃
〃	釜ノ越 (3) (II-2018)	〃	〃
丸亀市広島町甲路	甲路 (2) (I-641)	〃	〃
〃	南 (II-628)	〃	〃
〃	甲路 (II-951)	〃	〃
〃	甲路南 (1) (II-2021)	〃	〃
〃	甲路南 (2) (II-2022)	〃	〃
丸亀市広島町小手島	小手島 (I-341)	〃	〃
〃	小手島 (2) (I-850)	〃	〃
〃	小手島 (3) (I-851)	〃	〃
〃	小手島 (6) (II-2029)	〃	〃
丸亀市本島町大浦	宮ノ小路 (II-2013)	〃	〃
丸亀市本島町笠島	城根 (A) (I-334)	〃	〃
〃	城根 (B) (I-335)	〃	〃
〃	城根 (F) (I-846)	〃	〃
〃	城根 (D) (II-2007)	〃	〃
〃	城根 (G) (II-2010)	〃	〃
丸亀市本島町甲生	鶴ヶ浦 (II-2008)	〃	〃
丸亀市本島町小坂	小坂 (A) __1 (I-337)	〃	〃
〃	小坂 (A) __2 (I-337)	〃	〃
〃	小坂 (B) __1 (I-338)	〃	〃
〃	小坂 (C) (II-637)	〃	〃
丸亀市本島町泊	松ヶ浦 (3) (I-265)	〃	〃
〃	松ヶ浦 (4) (I-266)	〃	〃

”	松ヶ浦（5）（Ⅰ-267）	”	”
”	松ヶ浦（1）（Ⅰ-847）	”	”
”	松ヶ浦（6）（Ⅰ-848）	”	”
”	松ヶ浦（2）（Ⅱ-626）	”	”
”	松ヶ浦（8）（Ⅱ-2012）	”	”

（「次の図」は、省略し、その関係図書を香川県土木部河川砂防課、香川県中讃土木事務所及び丸亀市都市整備部建設課に備え置いて縦覧に供する。）